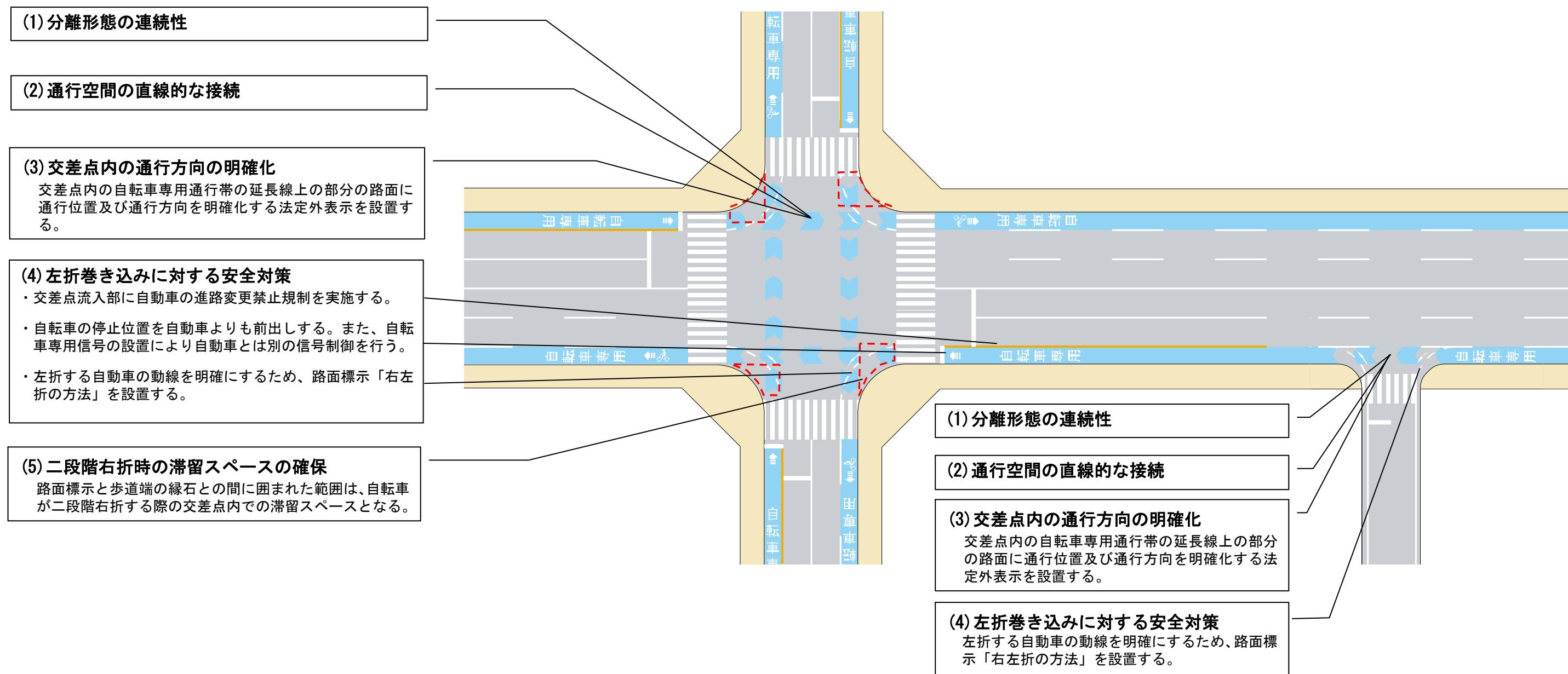


## 交差点部の設計

### (参考) 交差点における対応例 1

注) 本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではない。

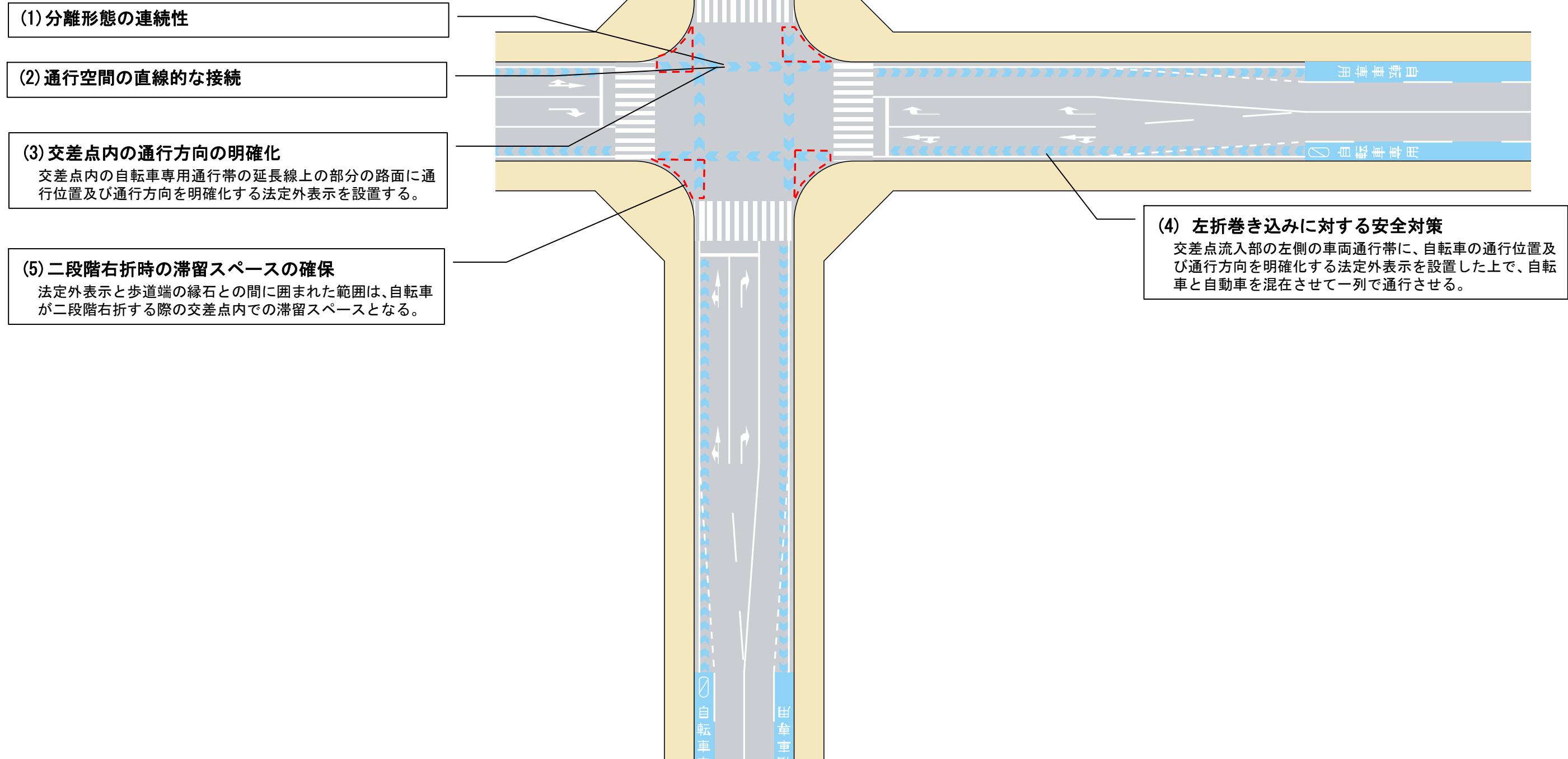
自転車専用通行帯が接続する交差点において、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部で自転車専用通行帯への自動車の進路変更禁止規制を実施した上で、自転車の停止位置を自動車よりも前出しすることや、自転車専用信号の設置により自動車とは別の信号制御を行うこととした事例。



注) 本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではない。

## (参考) 交差点における対応例2

自転車専用通行帯が接続する交差点において、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部で自転車専用通行帯の交通規制を解除し、左側の車両通行帯に、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する法定外表示を設置した上で、自転車と自動車を混在させて一列で通行させることとした事例。



## (参考) 交差点における対応例 3

自転車道が接続する交差点において、交差点内で双方向に通行する自転車同士が交錯すること、自転車が自動車と逆方向に通行することを避けるため、交差点部において自転車専用通行帯に接続して交差点内を一方向通行とし、自動車と逆方向に通行する自転車については歩道上を徐行により通行させることとした事例。

注) 本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではない。

